

島根県事業承継支援補助金

事業承継を契機とした取組等を支援します！



事業承継支援補助金とは？

中小企業の円滑な事業承継を促進するため、事業承継を契機とした後継者等による新しい取組に必要な経費や、第三者承継により経営資源を引継いだ後に必要となる設備投資等に必要となる経費の一部を補助します。

補助事業の内容

① 島根県事業承継新事業活動等支援補助金（後継者支援型）						
概要	対象経費	対象者	補助率		補助上限(千円)	
			法認定等*1 起業者*2	法認定等*1 起業者*2	法認定等*1 起業者*2	法認定等*1 起業者*2
事業承継を契機とした後継者等による新しい取組を支援	原材料費、産業財産権取得費、市場調査費、備品機械設備等購入費、施設改修費、撤去費、IT導入費、研修経費、外注費、広報費、展示会等経費等	・後継予定者(65歳未満)が決まっており、5年以内に事業承継を実施する事業承継計画を有する事業者 ・事業承継実施後2年以内の事業者(代表者が承継時点で65歳未満)	1/2	2/3	1,000	2,000

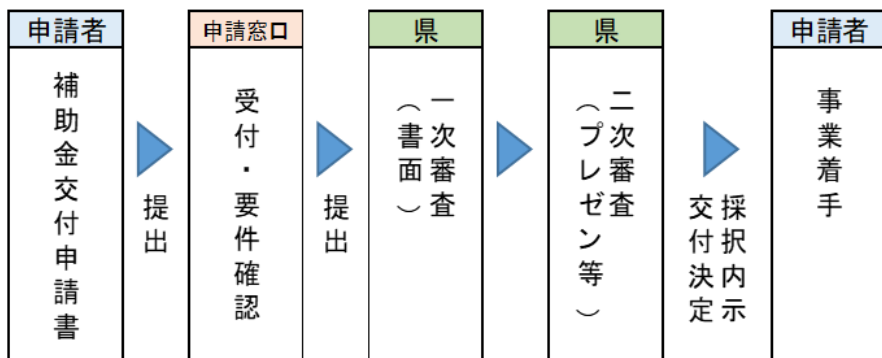
② 島根県第三者承継・統合型支援補助金					
概要	対象経費	対象者	補助率	補助上限(千円)	
				譲渡側の従業員数 5名以上	3~4名
第三者承継により経営資源を引継いだ後に必要となる設備投資等を支援	備品機械設備等購入費、施設改修費、撤去費 専門家派遣経費*3	第三者から株式譲渡等により事業承継した県内中小企業者であり、被承継者(譲渡側)が以下の要件を満たしていること ①県内に本店又は主たる事業所を有すること ②前期又は前々期の売上高が原則5億円以下であること ③従業員を3名以上雇用していること ④商工会もしくは商工会議所が地域に必要と認める事業であること ⑤島根県事業承継・引継ぎ支援センターに登録し、従前から継続的支援を受けていること ※その他要件あり	1/2	10,000	6,000

※1「法認定等」とは、経営力強化法に基づく経営革新計画の承認、経営力向上計画の認定、先端設備等導入計画の認定をいう。
 ※2「起業者」とは、起業創業に関するセミナー等を修了するなど、特定の要件を満たした起業者が後継者(後継予定者)である場合をいう。
 ※3「専門家派遣経費」は、補助額全体の10%以下かつ経営統合等の経営計画実行に必要なものに限る。

- 申請期間** 補助金①② 令和8年7月1日～令和8年7月31日【第3回公募】
 以降、奇数月の月初～月末まで、予算の範囲内で4回まで公募
- 申請・相談窓口** 補助金① 最寄りの商工会・商工会議所、島根県中小企業団体中央会
 しまね産業振興財団
- 補助金② 島根県事業承継・引継ぎ支援センター
 島根県 商工労働部 中小企業課 経営力強化支援室



補助事業の流れ



ポイント

申請時に「事業承継計画」の策定や「法認定等」が必要な場合がありますので、できるだけ早くご相談ください

※交付決定となったものは、原則として「企業名」「事業名」を県HPで公表します。

詳しくは、県ホームページでご確認ください。
 申請様式をダウンロードできます。

島根県事業承継新事業活動等支援補助金

